

# 第3回 八王子市子ども・子育て支援審議会

## 配付資料

(平成26年2月25日)

○子どもに関する審議会等一覧表	1
○社会福祉法（一部抜粋）	2
○ニーズ調査結果に基づく量の見込み試算	4
○子育て支援拠点事業	8
○子育て短期支援事業	12
○養育支援訪問事業及び要保護児童等の支援事業	14

### 別冊

- 地域子ども・子育て支援事業について（国資料）
- 市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き（国資料）

子どもに関する審議会等一覧表

	① 児童福祉審議会 (既存)	② こども政策推進協議会 (既存)	③ 子ども・子育て会議 (新制度)	④ 児童福祉審議会 (新制度) (中核市)	⑤ 幼保連携型認定こども園に関する審議会 (新制度) (中核市)
法令根拠	地方自治法 第138条の4第3項	次世代育成支援対策推進法 第21条 (できる規定「組織することができる」)	子ども・子育て支援法 第77条第1項 (努力義務「置くよう努める」)	児童福祉法 第8条第1項 (必置「置くものとする」)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法一部改正法)第25条 (必置「置くものとする」)
市の根拠	八王子市児童福祉審議会条例	こども政策推進協議会設置要綱	条例による。	条例による。	条例による。
設置目的	児童福祉行政の適正かつ円滑な運営を図るため、地方自治法の規定により第138条の4第3項の規定により、八王子市児童福祉審議会を置く。	子育て支援・児童福祉・青少年健全育成等について協議し、広く関係者から意見を聞き、市の子育て支援を計画的に行うための提言等を専門的見地から行う。	子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する。	児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議する。	幼保連携型認定こども園の設置等の認可・事業停止命令・認可取り消しに関する事項を調査審議する。
所掌事務	《条例第2条》 児童の福祉に関する基本事項について調査審議すること	《法第21条》 地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議すること	《第77条第1項第1号》 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見聴取すること	1 《児童福祉法第8条第7項》 芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦、又は製作、興行、若しくは販売する者等に対し勧告すること	《第17条第3項》 幼保連携型認定こども園を設置・廃止等の認可時に意見聴取すること
		《要綱》 こども育成計画の素案作成すること	《第77条第1項第2号》 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見聴取すること	2 《児童福祉法第46条第4項》 特定児童福祉施設(市立を除く)の事業停止命令時に意見聴取すること	《第21条第2項》 事業停止・施設閉鎖命令時に意見聴取すること
		《要綱》 こども育成計画の推進及び見直しに関する提言等をする	《第77条第1項第3号》 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関し意見聴取すること	3 《児童福祉法第59条第5項》 無認可の特定児童福祉施設の事業停止・施設閉鎖命令時に意見聴取すること	《第22条第2項》 認可の取消し時に意見聴取すること
			《第77条第1項第4号》 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する	4 児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議すること	
				5 《児童福祉法第8条第5項》 関係行政機関に対する職員の出席説明・資料提出を求めること	
				6 《児童福祉法第8条第6項》 社会保障審議会と相互に緊密な連絡をとること	
				7 《【新】児童福祉法第34条の15第4項》 家庭的保育事業等の認可時に意見聴取すること	
				8 《【新】児童福祉法第35条第6項》 保育所設置(行政機関を除く)の認可時に意見聴取すること	
				9 《児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第3条》 特定児童福祉施設の設備・運営を向上させるよう勧告する際に意見聴取すること	
				10 《母子及び寡婦福祉法第7条》 母子家庭の福祉に関する事項を調査審議すること	
				11 《母子及び寡婦福祉法施行令第13条》 母子福祉資金貸付金の貸付中止時に意見聴取すること	
				12 《母子保健法第7条》 母子保健に関する事項を調査審議すること	
委員数	委員12名	委員15名・アドバイザー1名 (法規定無し)(市要綱16名以内)	国は委員25名・専門委員8名 (法・政令規定無し)	法規定無し(第3次一括法改正前20名以内)	法規定無し
任期	2年	2年	国は政令により2年	法規定無し	法規定無し
備考	平成2年に設置 平成3年7月「学童のあり方」答申 平成5年7月「留守家庭児童対策」答申 平成6年6月「保育料のあり方」答申	平成16年に設置	地方自治体は平成25年度早期に設置するよう要請	中核市移行に伴い必置 市町村任意設置可	中核市移行に伴い必置

子ども・子育て支援新制度の検討に伴い統合

子ども・子育て支援審議会(H25.7~)

所掌事項	1	子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項
	2	児童福祉に関する重要事項
	3	前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関し市長が必要と認める事項
人数	20人以内	
条例による委員構成	<子ども・子育て支援審議会条例第3条>	
	1	子どもの保護者
	2	関係行政機関の職員
	3	町会、自治会を代表する者
	4	市内で活動する市民団体を代表する者
	5	事業主を代表する者
	6	労働者を代表する者
	7	児童福祉又は学校教育に関係する事業に従事する者
	8	学識経験のある者
9	前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者	

中核市移行及び子ども・子育て支援新制度の施行に伴い統合

各審議会を統合し、社会福祉審議会の分科会として設置(H27.4~)

↑○数字の所掌事項は義務規定、それ以外はできる規定

# 八王子市社会福祉審議会の概要

市長の諮問



## 八王子市社会福祉審議会

(社福法第7条、地自法第138条の4③)  
 [委員及び臨時委員]: 中核市の長が任命  
 ・中核市の議会の議員  
 ・社会福祉事業に従事する者  
 ・学識経験のある者

[委員長]  
 ・委員の互選により一人。会務を総理

### 社会福祉法

第7条: 社会福祉に関する事項(児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。)を調査審議するため、中核市に「地方社会福祉審議会」を置くものとする。  
 第11条: 地方社会福祉審議会に、民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会を置く。  
 2 必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。  
 第12条: 中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。

民生委員審査専門分科会  
 → 民生委員の適否の審査  
 ※必置

障害者福祉専門分科会  
 → 身体障害者の福祉その他障害者の福祉に関する事項を調査審議  
 [委員及び臨時委員] ※必置

高齢者福祉専門分科会  
 → 高齢者福祉に関する事項を調査審議

児童福祉専門分科会  
 → 児童福祉に関する事項を調査審議

地域福祉専門分科会  
 → 地域福祉に関する事項を調査審議

民生委員法  
 第5条: 民生委員推薦会が推薦した者について、地方社会福祉審議会の意見を聴くよう努めるものとする。  
 第11条②: 解職→地方社会福祉審議会の同意を得なければならない。

審査部会(社福法施行令第3条)  
 → 身体障害者の障害程度の審査  
 [委員及び臨時委員]  
 ・身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

老人福祉法  
 第19条: 養護老人ホーム、特養の廃止又は設置許可取消→あらかじめ地方社会福祉審議会意見を聴かなければならない。

児童福祉法  
 第59条⑤: 無認可施設→児童福祉審議会の意見を聴き、事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

身体障害者福祉法  
 第15条②: 身障者手帳交付申請のための診断書を発行する医師の指定に当たっては、地方社会福祉審議会の意見を聴かなければならない。  
 令3条③: 医師の指定取消→地方社会福祉審議会意見を聴く。  
 令5条①: 障害が法別表に該当しない→地方社会福祉審議会に諮問しなければならない。

# 社会福祉法（一部抜粋）

## 第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

## 社会福祉法施行令（一部抜粋）

（民生委員審査専門分科会）

第二条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって地方社会福祉審議会の決議とする。

（審査部会）

第三条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

## ニーズ調査結果に基づく量の見込み試算

### 1. 教育・保育

#### ■0歳家庭のみ

##### ①<3号認定>(認定こども園及び保育所+地域型保育)

	推計児童数	ニーズ量
	人	人
タイプA ひとり親	3,793	96
タイプB フルタイム×フルタイム		1,344
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		564
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		12
全体		3,793

【注】上記の児童数「全体」は、0歳児人口総数であり、他の家族類型の児童も含まれる。(以下同様)

#### ■1・2歳家庭のみ

##### ①<3号認定>(認定こども園及び保育所+地域型保育)

	推計児童数	ニーズ量
	人	人
タイプA ひとり親	8,538	361
タイプB フルタイム×フルタイム		2,429
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		1,344
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		14
全体		8,538

#### ■3歳~就学前家庭のみ

##### ①<1号認定>(認定こども園及び幼稚園)

	推計児童数	ニーズ量
	人	人
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	14,184	1,506
タイプD 専業主婦(夫)		4,590
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)		0
タイプF 無業×無業		0
全体		14,184

##### ②<2号認定>(幼稚園)

	推計児童数	ニーズ量
	人	人
タイプA ひとり親	14,184	196
タイプB フルタイム×フルタイム		382
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		724
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		16
全体		14,184

##### ③<2号認定>(認定こども園及び保育所)

	推計児童数	ニーズ量
	人	人
タイプA ひとり親	14,184	537
タイプB フルタイム×フルタイム		3,933
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		1,794
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		0
全体		14,184

## 2-1. 時間外保育事業

	推計児童数	ニーズ量
	人	人
タイプA ひとり親	26,515	435
タイプB フルタイム×フルタイム		3,755
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		741
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		0
全体	26,515	4,931

## 2-2. 放課後児童健全育成事業

### <低学年>

	ニーズ量
	人日
タイプA ひとり親	704
タイプB フルタイム×フルタイム	4,013
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	1,959
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	0
全体	6,676

### <高学年>

	ニーズ量
	人日
タイプA ひとり親	352
タイプB フルタイム×フルタイム	1,659
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	1,162
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	0
全体	3,173

## 2-3. 子育て短期支援事業(ショートステイ)

	推計児童数	ニーズ量
	人	人日
タイプA ひとり親	26,515	15
タイプB フルタイム×フルタイム		559
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		0
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		0
タイプD 専業主婦(夫)		0
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		0
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		0
タイプF 無業×無業		0
全体	26,515	574

## 2-4. 地域子育て支援拠点事業

	推計児童数	ニーズ量
	人	人回
タイプA ひとり親	12,331	913
タイプB フルタイム×フルタイム		8,156
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		5,108
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		1,429
タイプD 専業主婦(夫)		18,934
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		231
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		0
タイプF 無業×無業		87
全体	12,331	34,857

## 2-5. 一時預かり他

### <幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)>

	ニーズ量
	人日
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	22,316
タイプD 専業主婦(夫)	45,074
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	0
タイプF 無業×無業	0
全体	67,389

### <2号認定による定期的な利用>

	ニーズ量
	人日
タイプA ひとり親	43,640
タイプB フルタイム×フルタイム	95,747
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	144,331
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	0
全体	283,718

### <上記以外>

	ニーズ量
	人日
タイプA ひとり親	9,765
タイプB フルタイム×フルタイム	59,504
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	43,718
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	6,153
タイプD 専業主婦(夫)	39,297
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	953
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	0
タイプF 無業×無業	2,858
全体	162,247



2-6. 病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター(病児・病後児)

<0～5歳以下家庭のみ>

	ニーズ量
	人日
タイプA ひとり親	2,279
タイプB フルタイム×フルタイム	24,238
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	8,483
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	192
全体	35,193

## 地域子育て支援拠点事業

子育ての不安感・負担感の解消や、家庭の子育て力の向上を図るため、地域の親子が気軽に集え、子育て相談ができる居場所を提供する。(児童福祉法第6条第3項の6)  
子育て講座の開催や地域の子育てサークルの支援、子育て情報の提供等も行っている。

### 1 対象者

主に3歳未満の乳幼児と保護者

### 2 実施形態 (別紙参照)

現状本市においては、地域子育て支援拠点事業を始め、東京都独自の制度(A型)によるひろばや、その他様々な実施形態がある。

### 3 施設概要と実績 (別添参照)

### 4 分布図 (別添参照)

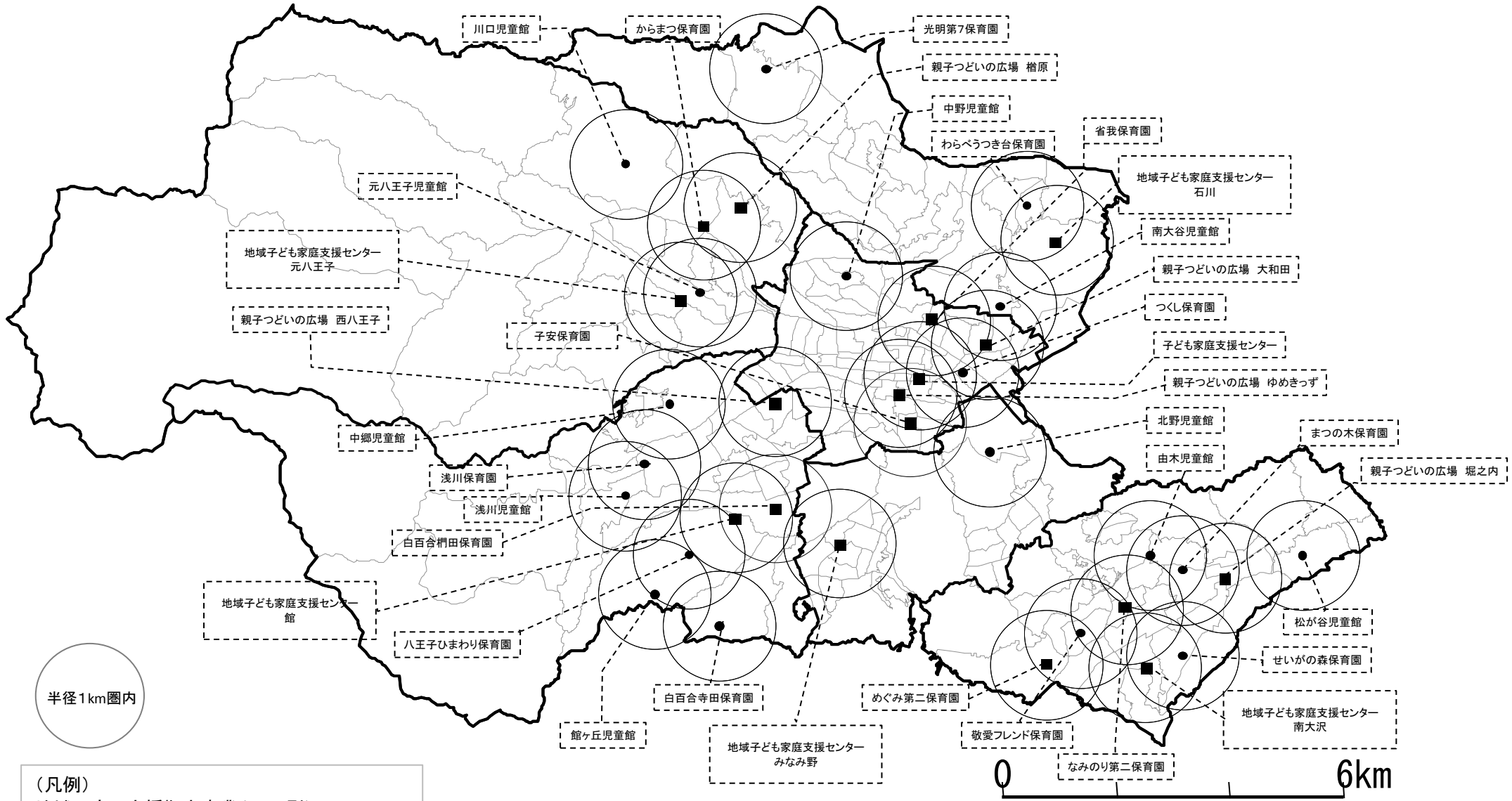
乳幼児連れである利用者の利便性を考え、徒歩圏内1キロを半径として偏在を確認したものの。

### 5 ニーズ調査について (別添参照)

## 地域子育て支援拠点事業の実施形態

国の区分	—	地域子育て支援拠点事業 一般型	地域子育て支援拠点事業 地域機能強化型	地域子育て支援拠点事業 拠点連携型	その他
都の区分	A型	B型	C型	D型	
必須事業	① 親子つどいの場の提供 ② 子育て相談 ③ 講座開催（年3回以上） ④ 子育てサークル支援	①交流の場の提供と交流の促進 ②相談・援助の実施 ③子育て関連情報の提供 ④講習等の実施			
任意事業	⑤子育て関連情報の提供 ⑥ボランティア育成	⑤地域の子育て支援の取組 （一時預かり等） ⑥出張ひろば	⑤利用者支援 ⑥地域支援の実施 （多世代交流等）	⑤地域の子育て力を高める取組 （ボランティア受入等）	
開設時間	週3日・1日3時間以上	週3日・1日5時間以上	週5日・1日5時間以上	週3日・1日3時間以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立保育園（16） （園庭開放）</li> <li>・ 民間保育園 （園庭開放・ひろば）</li> <li>・ 幼稚園 （園庭開放・ひろば）</li> <li>・ 親子サークル</li> <li>・ 子育てサロン</li> </ul>
人員配置	① 施設職員が兼務 ② 採用・委嘱した者	専任2名以上 （非常勤可）	専任2名以上 （非常勤可）	専任1名以上 （非常勤可）	
実施施設	保育所・児童館等	公共施設・空き店舗・公民館・保育所・小児科医院等		児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設	
スペース 設備	保育所・児童館等を活用。 専用スペースの確保。	概ね10組の親子が利用できる広さを確保。 授乳コーナー・流し台・ベビーベッド・遊具等を整備。			
八王子市での 実施施設	児童館（10か所） 民間保育園（9か所）	親子ふれあい広場（6か所） ※各子ども家庭支援センターに併設しているもの。 親子つどいの広場（5か所） ※空き店舗を活用して市が設置し、NPO法人等に運営委託。		子安保育園 民間保育園（5か所）	
担当所管	児童青少年課 保育幼稚園課	子ども家庭支援センター		保育幼稚園課	

# 地域子育て支援拠点事業の分布図



川口児童館

からまつ保育園

光明第7保育園

親子つどいの広場 楢原

中野児童館

省我保育園

わらべうつき台保育園

元八王子児童館

地域子ども家庭支援センター  
石川

地域子ども家庭支援センター  
元八王子

南大谷児童館

親子つどいの広場 西八王子

親子つどいの広場 大和田

子安保育園

つくし保育園

子ども家庭支援センター

親子つどいの広場 ゆめきっず

中郷児童館

北野児童館

まつの木保育園

浅川保育園

由木児童館

親子つどいの広場 堀之内

浅川児童館

白百合桐田保育園

地域子ども家庭支援センター  
館

八王子ひまわり保育園

松が谷児童館

せいの森保育園

白百合寺田保育園

めぐみ第二保育園

敬愛フレンド保育園

地域子ども家庭支援センター  
南大沢

館ヶ丘児童館

地域子ども家庭支援センター  
みなみ野

なみのり第二保育園

地域子育て支援拠点事業 量の見込み(速報値)

← 実績値 推計値 →

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
【市内全域】量の見込み (1か月あたり・子ども)	利用量A	-	-	-	-	-	-	-	9,337	9,061	8,905	8,773	8,642
	希望量B	-	-	-	-	-	-	-	25,520	24,831	24,396	24,039	23,683
	ニーズ量A+B	-	-	-	-	-	-	-	34,857	33,892	33,301	32,813	32,325
【地域別】量の見込み (1か月あたり・子ども)	中央	-	-	-	-	-	-	-	9,466	9,261	9,136	9,019	8,902
	西南部	-	-	-	-	-	-	-	4,808	4,544	4,402	4,288	4,174
	西部	-	-	-	-	-	-	-	4,566	4,473	4,353	4,247	4,141
	東南部	-	-	-	-	-	-	-	5,595	5,332	5,206	5,101	4,998
	東部	-	-	-	-	-	-	-	7,134	7,104	7,061	7,043	7,023
	北部	-	-	-	-	-	-	-	3,142	3,178	3,142	3,114	3,087
	地域不明	-	-	-	-	-	-	-	146	0	0	0	0
	合計	-	-	-	-	-	-	-	34,857	33,892	33,301	32,813	32,325
参考 乳幼児人口 (毎年4月1日)	0歳	4,270	4,240	4,289	4,238	4,045	4,006	3,890	3,793	3,734	3,675	3,616	3,557
	1歳	4,553	4,557	4,476	4,524	4,437	4,309	4,270	4,154	4,057	3,998	3,939	3,880
	2歳	4,392	4,688	4,698	4,549	4,591	4,551	4,423	4,384	4,268	4,171	4,112	4,053
	合計C	13,215	13,485	13,463	13,311	13,073	12,866	12,583	12,331	12,059	11,844	11,667	11,490
保育サービス利用者数 (毎年4月1日)	認可保育園	3,313	3,436	3,572	3,634	3,740	3,880	-	-	-	-	-	-
	認証保育所	137	190	252	274	292	294	-	-	-	-	-	-
	認定こども園	21	25	26	49	66	88	-	-	-	-	-	-
	家庭福祉員	35	39	43	41	35	46	-	-	-	-	-	-
	定期利用保育	-	-	-	3	12	32	-	-	-	-	-	-
	合計D	3,506	3,690	3,893	4,001	4,145	4,340	-	-	-	-	-	-
在宅子育て家庭数・率 (保育サービス・幼稚園 未利用者・0-2歳)	数 C-D	9,709	9,795	9,570	9,310	8,928	8,526	-	-	-	-	-	-
	率 (C-D) ÷ C	73.5%	72.6%	71.1%	69.9%	68.3%	66.3%	-	-	-	-	-	-
地域子育て支援拠点事業 (親子ふれあい・つどいの広場)	年間利用者数(親子) E	108,919	134,536	133,449	136,275	155,537	-	-	-	-	-	-	-
	年間利用者数(子) E ÷ 12 ÷ 2 = F	4,538	5,606	5,560	5,678	6,480	-	-	-	-	-	-	-
	施設数G	7	8	9	10	11	-	-	-	-	-	-	-
	1施設あたりの子ども数 F ÷ G	648	701	618	568	589	-	-	-	-	-	-	-
	利用者数の伸び率(過年度比較)	-5%	8%	-12%	-8%	4%	-	-	-	-	-	-	-

← 実績値 推計値 →

## 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の就労、疾患、出産等の理由により児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設などの施設や地域の養育協力家庭が一定の期間子どもを預かり養育・保護を行う事業。

（児童福祉法第6条3）

宿泊を伴う事業：ショートステイ（短期入所生活援助）事業

夜間において養育・保護する事業：トワイライトステイ（夜間養護等事業）事業

### 1 実施施設と利用登録者数

		市内全体	1ブロック (館)	2ブロック (石川)	3ブロック (みなみ野)	4ブロック (南大沢)	5ブロック (元八)
施設数	施設	3	1 (S)	-	1(S)1(T)	-	-
	養育協力家庭	6	-	1	3	1	1
登録者		247人	69人	35人	61人	40人	42人

### 2 対象児童

		ショートステイ	トワイライトステイ
施設型	こどものうち八栄寮	2～12歳	—
	キッズスペースドリーム	満1～6歳	
	リフレここのえ	—	2～12歳
養育協力家庭	養育協力家庭	満1～12歳	—

### 3 利用料・市負担割合（円）

	ショートステイ（1泊2日）			トワイライトステイ（1回）		
	課税	非課税	生活保護	課税	非課税	生活保護
利用料	6,400(※)	3,200	0	1,400	700	0
市負担	0	3,200	6,400	0	700	1,400

※平成25年度から開始のキッズスペースドリームは、本人負担額4,000円

### 4 利用状況（別紙参照）

本市における子育て短期支援事業については、ショートステイ利用が著しく増加の一途をたどっている一方、トワイライトステイについては、減少傾向となっている。利用状況を見ると、要保護・要支援、母子家庭、生保家庭の割合が増加している。

ショートステイ・トワイライトステイ利用状況（利用日数／年）

1 利用日数

	ショートステイ (施設)	ショートステイ (養育協力家庭)	トワイライト ステイ
平成22年度	309	40 (6)	349
平成23年度	301	30 (0)	302
平成24年度	364	44 (8)	181
平成25年度 (12月末)	631 (81)	37 (11)	114

( ) 内は、1歳児

2-1 利用者内訳

年度	ショートステイ				トワイライトステイ			
	課税	非課税	生活保護	合計	課税	非課税	生活保護	合計
平成22年度	154	111	44	309	154	193	2	349
平成23年度	133	88	80	301	164	138	0	302
平成24年度	120	91	153	364	120	59	2	181

2-2 利用者内訳（利用目的別）

	平成23年度								平成24年度							
	ショートステイ				トワイライトステイ				ショートステイ				トワイライトステイ			
	課税	非課税	生活保護	合計	課税	非課税	生活保護	合計	課税	非課税	生活保護	合計	課税	非課税	生活保護	合計
仕事	120	82	0	202	156	127	0	283	97	71	0	168	99	51	0	150
レスパイト・リフレッシュ	6	4	56	66	7	4	0	11	10	19	149	178	18	8	2	28
家族介護	0	0	1	1	0	0	0	0	3	0	1	4	0	0	0	0
家族の疾患	2	0	15	17	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0
出産	2	0	0	2	0	0	0	0	5	0	1	6	0	0	0	0
その他	3	2	8	13	1	7	0	8	3	1	2	6	3	0	0	3
合計	133	88	80	301	164	138	0	302	120	91	153	364	120	59	2	181

3-1 施設ショートステイ利用者の年齢分布

	合計	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小1	小2	小3	小4	小5	小6
平成22年度	309	46	17	90	59	41	12	15	4	11	0	14
平成23年度	301	25	15	56	49	21	65	31	17	20	2	0
平成24年度	364	41	53	41	69	10	61	28	38	19	4	0

3-2 トワイライトステイ利用者の年齢分布

	合計	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小1	小2	小3	小4	小5	小6
平成22年度	349	36	91	116	94	7	4	0	1	0	0	0
平成23年度	302	39	23	121	82	34	2	0	0	1	0	0
平成24年度	181	6	46	37	74	8	9	0	1	0	0	0

## 養育支援訪問事業及び要保護児童等の支援に資する事業

養育支援訪問事業とは、育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することで、個々の家庭の抱える養育上の諸課題の解決、軽減を図る事業である。(児童福祉法第6条の3第5項・児童福祉法施行規則第1条の6)

### 1 養育支援訪問事業について

現在、子ども家庭支援センターにおいて、多胎児家庭や特定妊婦、要支援児童など支援が必要となる家庭について、民間ヘルパーを派遣するなどの家事援助を行うとともに、保健福祉センター等と連携し保健師や保育士等が訪問支援を行い、養育に関する相談、指導、助言を行っている。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 24 年 12 月末	平成 25 年 12 月末
訪問回数	96 回	177 回	195 回	88 回	303 回

### 2 要保護児童等の支援について

#### (1) 新規受付件数（相談内容別）

	児 童 虐 待	養 育 不 安	教 育 し っ け	家 庭 生 活 環 境	発 育	その他	合計
平成 22 年度	262	140	80	56	79	22	639
平成 23 年度	288	167	81	89	73	9	707
平成 24 年度	321	199	89	35	83	38	765
平成 24 年 12 月末	257	136	70	28	64	27	582
平成 25 年 12 月末	281	67	107	63	72	38	628

\*その他（障害相談・非行相談等）

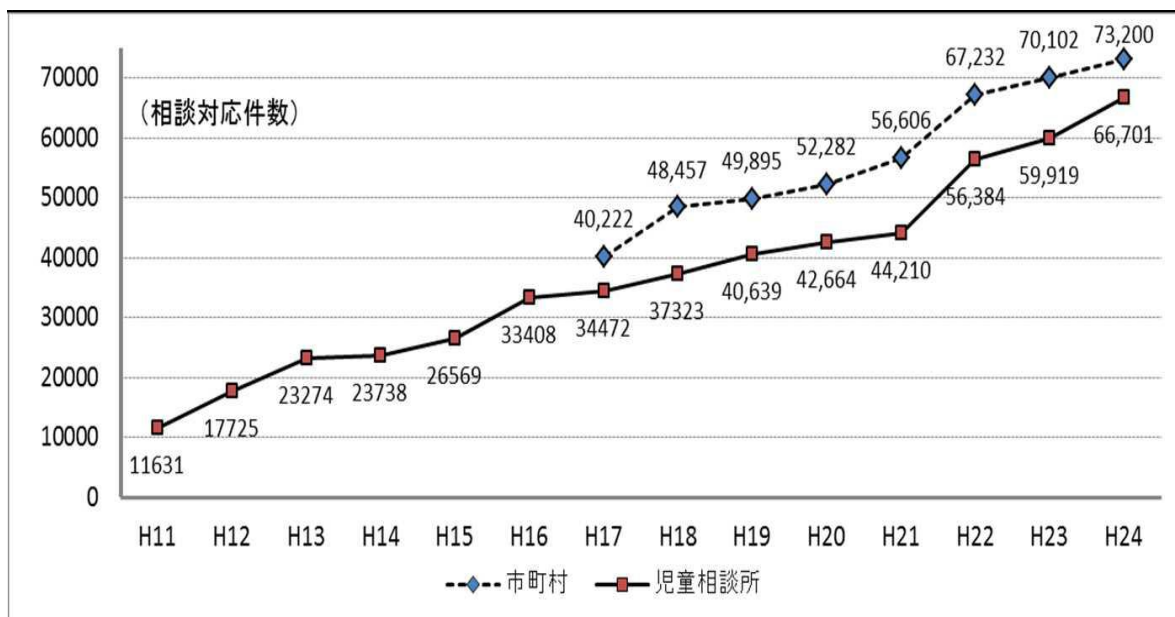
#### (2) 児童虐待新規受付案件の通告経路

	小学校 中学校	保育園 幼稚園	近 隣 知 人	家 族 親 戚	保健福祉 センター	その他	合計
平成 22 年度	51	19	56	29	18	89	262
平成 23 年度	57	22	70	38	14	87	288
平成 24 年度	66	31	61	49	10	104	321
平成 24 年 12 月末	49	26	53	37	8	84	257
平成 25 年 12 月末	67	17	48	46	27	76	281

\*その他（医療機関・警察・民生児童委員等）



【参考】全国の相談受付状況（児童相談所・市町村）



厚生労働省統計資料より

(3) 家庭訪問回数

	全相談活動数*	家庭訪問回数
平成 22 年度	18,087	838回
平成 23 年度	18,318	1,058回
平成 24 年度	21,369	1,412回
平成 25 年 12 月末	16,299	1,082回
平成 25 年 12 月末	20,415	1,797回

\*訪問面接・所内面接・電話相談・関係者会議等の相談活動の合計を指す。